

事務連絡
令和7年7月17日

申請される皆様へ

愛媛県立松山商業高等学校 事務課

愛媛県公立学校等奨学のための給付金の申請について

この封筒には、通常申請【生活保護（生業扶助）受給世帯、道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額非課税世帯】の書類を同封しています。

つきましては、下記の期限までに提出をお願いいたします。

記

1 配布書類

- (1) 【お知らせ】奨学のための給付金について
- (2) 奨学のための給付金に係る提出書類等確認票
- (3) 高校生等奨学給付金支給申請書（様式第1号の1）
 - ・支給申請書（両面印刷）
 - ・【給付金振込先について】（通帳写し貼付用紙）
 - ・（別紙）記入上の注意
 - ・記入例（両面印刷）

※学校長が認めた場合に、保護者等が負担する授業料以外の教育費（学校徴収金）と給付金を相殺することが可能です。相殺を希望する場合は「委任状（様式第5号）」をお渡ししますので、本校事務室へ連絡をお願いいたします。

2 提出書類

【生活保護（生業扶助）受給世帯】

- (1) 奨学のための給付金に係る提出書類等確認票
- (2) 高校生等奨学給付金支給申請書（様式第1号の1）
 - ・支給申請書（両面印刷）
 - ・【給付金振込先について】（通帳写し貼付用紙）
- (3) 申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、写し可）（※1）
- (4) 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

【裏面へ続く】

【道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額非課税世帯】

- (1) 奨学のための給付金に係る提出書類等確認票
- (2) 高校生等奨学給付金支給申請書（様式第1号の1）
 - ・支給申請書（両面印刷）
 - ・【給付金振込先について】（通帳写し貼付用紙）
- (3) 申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、写し可）（※1）
- (4) 個人番号カード（写）等貼付台紙（県立は基本的に不要）

※ 個人番号の確認できる書類を提出しない場合は、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証明する書類（※2）を提出すること。なお、無職無収入の控除対象配偶者は、個人番号では課税額を照会できないため、非課税であることを証明する書類を提出すること。

※ 県立学校において、就学支援金申請時に「個人番号カード（写）等貼付台紙」と併せて「個人番号利用目的同意書」を提出済の場合は、個人番号の確認できる書類は提出不要。

- (5) 自己情報利用目的同意書

就学支援金申請時に所得情報をマイナポータルの利用により自己取得した者（該当者は事務室に取りに来てください）

（※1）世帯全員が記載されたもの（基準日以降に取得したもの）。親権者は住所地を全員確認する必要があるため、別居している場合は各1通必要。

（※2）保護者等の全員について、非課税であることが証明できる書類のうちいずれか一つ（コピー可）を提出してください。

【非課税であることが証明できる書類】※令和7年度（令和6年分）に係るもの

- ・課税（非課税）証明書
- ・特別徴収額の決定・変更通知書
- ・市町民税の納税通知書

3 提出期限・支給時期

提出期限：令和7年8月20日（水）（最終締切：令和7年8月29日（金））

提出先：本校事務室（封筒に入れて提出してください。）

支給時期：申請から1～2か月後（申請時に指定した口座へ振込）

【問い合わせ先】

松山商業高等学校 事務室

担当：寺尾

TEL：089-941-3751